と　り　こ　わ　し　工　事　補　足　標　準　仕　様　書

| 項　目 | 特　記　事　項 |
| --- | --- |
|  | **１章　一般共通事項** |
|  | １節　一般事項 |
| １．１．１  適用範囲 | 本仕様書は、特記仕様書及び改修特記仕様書の総則１「設計図書の適用」に定める建築工事補足標準仕様書とする。 |
| １．１．９  工事の一時中止に係る事項 | 工事の一時中止に係る計画の作成  （ａ）神戸市工事請負契約約款第２０条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。  （ｂ）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 |
| １．１．１３  関係法令等の遵守（過積載防止対策要領） | 過積載防止対策要領  第１条　目的  この要領は、本市が発注する公共工事の施工にあたり、土砂等を運搬する自動車（以下「ダンプカー等」という）の過積載防止のために本市並びに請負人が実施しなければならない対策について定める。  第２条　用語の定義  （1） 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。  （2） 土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下｢ダンプ規制法｣という）第２条及びダンプ規制法施行令第１条で規定されている、次に示すものとする。  ①土、砂利（砂及び玉石を含む）、砕石及びアスファルト・コンクリート等  ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等  第３条　適用範囲  この要領は、本市が発注する全ての公共工事のうち、ダンプカー等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。この場合には、特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。  第４条　施工計画書  請負人は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として資料－①を参考に次の事項を記載する。  ①搬出期間、搬出量、運搬先、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負人名、組織図その他必要な事項  ②積載量の管理・点検方法、工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動その他必要な事項  第５条　土砂等積込み状況の管理  請負人は土砂等をダンプカー等に積込み込む場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んではならない。  ただし、土質条件（比重、含水比）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には積載量の管理方法について新たに検討しなければならない。  ２　請負人は、土砂等が荷台枠を超えて積載されている場合には、直ちに荷台枠高さ以下となるよう減量しなければならない。  第６条　仮置き場の取り扱い  請負人は、工事場所から土砂等を請負人のストックヤード等へ一時仮置きし、後日建設発生土再利用機関（以下｢計量票発行機関｣という）等へ運搬する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。  第７条　計量票発行機関等へ搬出する場合の取り組み  請負人は、積載量が記載された伝票（以下｢計量票｣という）を発行する計量票発行機関等へ搬出する場合には、計量票のデータを積載量の管理方法等にフィードバックさせ、過積載防止対策の継続的改善に努めなければならない。  ２　請負人は、車検証のコピー（個人情報該当部分は消すこと）を土砂等の搬出前に監督員に提出しなければならない。  ３　計量票及び車検証に記載されている最大積載量のデータにより、全てのダンプカー等を対象に「搬出車両記録表（様式１）」を作成し、「搬出車両記録表」及び「計量票」を毎月１回提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合にも同様に提出しなければならない。なお、「計量票」は監督員の確認後返却を求めることができるものとする。  第８条　計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取り組み  計量票発行機関以外の施設へ土砂等を搬出する工事については、請負人自らの責任において積載量を厳重に管理し、過積載防止の一層の徹底を図らなければならない。  第９条　改善措置等  監督員は、工事現場及び搬出車両記録表等で過積載を確認した場合、請負人に対し改善指導を行うものとする。また、指導を行ったにもかかわらず過積載が確認される場合は、請負人へ書面にて改善を指導する。請負人は、監督員より「改善報告書（様式2）」の提出を求められた場合、直ちに改善を行い改善報告書を監督員に提出しなければならない。  第10条　工事成績評定への反映  過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、工事成績評定において適正に反映させる。  　詳しくは、神戸市ホームページ参照。  <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14847/r0204kasekisaiboushi.pdf> |
| １．１．１４  特例監理技術者の配置 | （ａ）本工事において、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。  （１）建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。  （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。  （３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。  （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。  （ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）  （５）特例監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。  （６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。  （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。  （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。  （ｂ）本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、（ａ）（１）～（８）の事項について確認できる書類を以下の例を参考に提出すること。   |  |  | | --- | --- | | （ａ）の事項 | 提出書類の例 | | （１）、（２） | 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。） | | （３） | 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類 | | （４）、（５） | 特例監理技術者が兼務する工事のＣＯＲＩＮＳの写し等 | | （６）～（８） | 業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。） |   （ｃ）３．本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。 |
|  | ２節　工事完成図書 |
| １．２．４  工事の記録等 | （ａ）工事写真は、「神戸市建築工事完成図書電子納品要領」及び下表を標準とし、施工写真及び完成写真を作成する。  撮影方法等   |  |  | | --- | --- | | 撮 影 工 程 | 撮 影 箇 所 | | 全工区工事着手前 | 現　況 | | 解体建物のある場合は４方向より | | 敷　地　周　辺 | 現　況 | | 工　　事　　中 | 施工の状況  部分詳細 | | 竣　工　の　際 | 敷地整備状況 |   （ｂ）写真撮影枚数及び撮影箇所等詳細については、監督員の指示による。  （ｄ）工事中の写真は、杭打ち、基礎堀削完了、鉄筋組立、鉄骨等構造上主要な部分、完成後外部から見えない主要な部分、各工事の施工段階毎及び監督員が必要と認めた部分等を撮影し、写真帳をすみやかに提出する。  （ｅ）電子媒体の場合、画像の信ぴょう性を考慮し、画像編集は認めない。  （ｆ）工事写真帳及び完成写真帳の作成は下記を標準とする。  用紙はインクジェット用紙とし、カラー印刷とする。 |
| １．２．５  工事写真の小黒板情報電子化 | 「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成29年3月1日付け国営整第211号）別紙に基づき、下記の通り実施する。  （ａ）デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が監督職員へ小黒板情報電子化の実施を申し出、監督職員の承諾を得たうえで実施するものとする。  ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。  （ｂ）デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」とする。）は、受注者にて調達する。  （ｃ）調達する使用機器については、営繕工事写真撮影要領２．（３）撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。  なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に当該工事での使用機器について提示するものとする。  （参照）営繕工事写真撮影要領  URL「<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000030.html>」  （参照）使用機器の事例「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」  URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\_digital.html」  ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。  （ｄ）（ｃ）に示す小黒板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。  （ｅ）小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒板情報電子化写真」とする。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。  また、納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。  なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。 |
|  | ８節　その他の事項 |
| １．８．１  工事標示板等 | （ａ）工事標示板等の設置は特記による。  （ｂ）工事標示板等は図1.8.1を標準とし、仕上げは、耐水耐候性に配慮した短期間で劣化しないものとし、監督員指示により作成する。また、工事期間中、公衆が見やすい場所もしくは監督員の指定する場所に掲示し、同敷地で複数の関連工事がある場合は、主たる工事が一括して掲示することとする。  なお、工事標示板には、「工事名」「工期」「発注者」「施工者」「連絡先」その他必要事項を記入することとし、詳細は監督員の指示による。  （ｃ）融資付工事等の標示及び増改築工事における危険標示板等については、特記による。  ご協力をお願いいたします  電話078-000-0000  住宅とりこわし及び敷地整備工事  図1.8.1　工事標示板（文字は黒色角ゴシック体、最下段の文字は白色角ゴシック体）  注）　工事名：契約工事名に限らず、監督員の指示によりわかりやすい工事名を記載することとする  　　　工　期：契約工期ではなく、実際の現場の施工期間とする  　　　施工者：関連工事がある場合は、主たる施工者が並列して表記し、設置する |
| １．８．２  近隣家屋等の調査 | （ａ）適用範囲  本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。  （ｂ）調査範囲は特記により、調査内容は下記の項目とする。  （１）内外観調査  建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁４面、建具の建付け、塀及びその他必要箇所。  （２）傾斜測定調査  主要な柱及び壁面。  （３）水平測定調査  敷居、かも居等必要箇所。  （４）その他特記する調査  （ｃ）調査方法は、下記を標準とする。  （１）調査は、本工事の着工に先立って行う事前調査とし、工事完成後については、必要に応じ行う。  （２）きれつ、傾斜等の測定精度は（ⅰ）～（ⅵ）による。  （ⅰ）壁、基礎、犬走り、土間等にきれつある箇所は、きれつ幅0.1mm単位長さ1mm単位で測定する。  （ⅱ）柱と壁、窓枠と建具等のすきまは、0.1mm単位で測定する。  （ⅲ）壁、柱等の傾斜は、傾斜測定定規、トランシット、下げふり等を用い1mにつき0.5mm単位で測定する。  （ⅳ）床、敷居等の水平は、水準器、デジタル計等を用い、1mにつき0.5mm単位で測定する。  （３）写真撮影は、測定個所すべてについてスケールをあてて撮影するほか、外観、室内を含め一戸当たり50枚を標準とし、必要に応じ枚数を増やすこと。  （ｄ）報告書は、事前調査完了後、測定記録、写真その他必要資料を添付して２部作成し、監督員に提出する。  （ｅ）　近隣家屋調査に伴う特記事項　（当内容は事前調査、事後調査ともに適用する）  （１）図示されている建物を原則対象とし、地元説明完了後、各物件へ意向確認を行うこと。  （２）対象者が調査を断った場合はその旨が分かる書面（任意様式）に記名をもらい、その写しを監督員に提出すること。  （３）地元説明時に対象外物件より要望があった場合は監督員と協議の上、適宜対応を行うこと。  （４）調査後、報告書を作成し、１部を監督員、もう１部を対象者へ配布すること。  （５）配布の際には対象者に内容の説明を行った上で、報告書を受け取った旨を確認するための書類（受領書等、任意様式）に記名をもらい、その写しを監督員に提出すること。 |
|  | **２章　仮設工事** |
|  | ２節　縄張り、遣方、足場その他 |
| ２．２．４  足場その他 | 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「働きやすい安心感のある足場」のうち、手すり先送り方式による足場を設ける場合は、労働安全衛生関係法令を満たした上で下記の措置を講じるか、防音パネル、ネットフレームの設置等により下記の措置と同等以上の措置を講じたものとする。  また、組立て作業手順は、手すり先送り→床板→建枠→交差筋かい→階段の手すり、中さん→下さん、幅木→上さんの順に各層で完成させてから上層に組み立てること。（足場の解体は、組立てと逆）  墜落防止策　＜安全衛生規則＋働きやすい安心感のある足場＞  （ａ）【Ａ】交差筋かいに上さん、下さん（高さ15cm以上40cm以下のさん）を設けたもの。  【Ｂ】交差筋かいに上さん、高さ15cm以上の幅木を設けたもの。  ただし、作業の必要上、臨時にそれらの設備を外す場合においては、それに代わる墜落の防止措置を講ずること。  ex.ブラケット足場または防網（層間ネット）等を設置の上、安全帯を併用させる（防網は、手すり、中さん、幅木に代わるものではない）  （ｂ）くさび緊結方式及び単管本足場については外面・躯体面・妻面とも上さん、中さん、幅木（15cm以上）を設けたものとする。  　【外面・躯体面】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【妻面】  ただし、（ｂ）は墜落防止策として幅木と同等以上の措置が講じられている場合はこの限りではない。  物体落下防止策　＜安全衛生規則＞  （ａ）外面においては、幅木（H=100以上）またはネット状養生シート（特記にて指定）等を設置する。  （ｂ）躯体面においては、幅木（H=100以上）または防網等を設置する。  （ｃ）足場床面のすき間は3cm以内とする。また、幅木を設置する場合は床面と幅木との間にすき間を作らない。  「人の墜落防止策」、「物体の落下対策」の観点で規定しているが、「働きやすい安心感のある足場」の基準において、「人の墜落防止策」として、「幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの」とされているため、ex. 物体落下防止策（a）でネット状養生シートを設置している場合、「人の墜落防止策」として、幅木と同等以上の措置を講じた場合は幅木の設置は不要。 |
| ２．３．１  快適トイレ | 国土交通省では、以下の仕様を満たすトイレを快適トイレとしている。  神戸市では、「１．快適トイレに求める標準仕様」と「２．快適トイレとして活用するために備える付属品（（８）を除く）」を装備した快適トイレの設置を推奨する。   |  | | --- | | 国土交通省「快適トイレ」標準仕様  １．快適トイレに求める標準仕様  （1）洋式便座  （2）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）  （3）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）  　　（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）  （4）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）  　　（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）  （5）照明設備（電源がなくても良いもの）  （6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg以上）  ２．快適トイレとして活用するために備える付属品  （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示  （8）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）  （9）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）  （10）鏡付きの洗面台  （11) 便座除菌シート等の衛生用品  ３．推奨する使用、付属品  （12）室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）  （13）擬音装置  （14）フィッティングボード  （15）フラッパー機能の多重化  （16）窓など室内温度の調整が可能な設備  （17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場） | |
|  | **１４章　とりこわし工事** |
|  | １節　一般事項 |
| １４．１．１  適用範囲 | とりこわし工事に伴い、必要な仮設工事等関連する事項については、特記仕様書の各章の規定による。 |
| １４．１．２  施工範囲 | （ａ）施工計画書の作成に先立ち、監督員の立会いを受け、施工範囲の確認を行う。  （ｂ）解体撤去建物への引込み設備は、特記がなければ全て解体撤去する。 |
| １４．１．３  その他 | 工事に関する関係官公署等への手続きは、請負人が費用を負担し、遅滞なく行う。  手続き等の届出内容は、あらかじめ監督員に報告する。 |
| １４．５．１  とりこわし工法 | 解体工法は特記によるほか、関係法令にもとづき低騒音、低振動の工法とし、監督員の承諾を得る。 |
| １４．６．１  解体材等の処分 | （ａ）解体材等は関係法令にもとづき、請負人の責任において全て場外に搬出処分する。  （ｂ）解体材等の処分先は、特記がなければ請負人が選定し、監督員の承諾を得る。  （ｃ）解体材等の処分に要する費用は全て請負人の負担とする。  （ｄ）建物内の残存物等の処分方法、処分先は、監督員の承諾を得る。処分に要する費用は全て請負人の負担とする。  （ｅ）解体材等を工事現場内で焼却してはならない。 |
| １４．８．１  貯油槽、危険物貯蔵庫等の処分 | （ａ）貯油そう、危険物貯蔵庫等の危険物がある場合は、とりこわし作業に先立ち、現状を調査し、監督員に報告する。  （ｂ）危険物は関係法令にもとづき請負人が処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する。  （ｃ）処分に要する費用は全て請負人の負担とする。 |
| １４．９．１  貯じん槽、便槽、浄化槽等の処分 | （ａ）貯じんそう、便そう、浄化そう等で汚物が残留している場合はこれを処分し、消毒を行う。処分方法等は監督員の承諾を得る。  （ｂ）処分、消毒に要する費用は全て請負人の負担とする。 |
|  | **２４章　敷地整備工事** |
|  | １０節　まさ土敷き |
| ２２．１０．１  材　料 | まさ土は砂れき等の混入しない粒度分布の良いものとする。根切土の中の良質土を使用する場合は、監督員の承諾を受ける。 |
| ２２．１０．２  工　法 | まさ土敷きの種別は、表22.10.1により、特記がなければ通路はＡ種、建物周囲その他はＢ種とする。  表22.11.1　まさ土舗装   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別  層 | | Ａ　種 | Ｂ　種 | 工　法 | | １層 | 砂　　利  又は砕石 | 厚50　　砂利等の大きさは、  45mm以下 | － | 目つぶしのうえ転圧 | | ２層 | ま さ 土 | 厚60 | 厚60 | 転　圧 |   （注）１．各層の厚さは、転圧後とする。  ２．下地は、水はけよく勾配をとり、地均しのうえ転圧機器で締固める  ３．Ａ種の１層に使用する目つぶしは、きょう雑物を除いた粘質土、砕石ダストなどを１００㎡当り２㎥の割合で敷均す。 |